

保護者様

三重県立城山特別支援学校

感染症による出席停止について

次のような疾患に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止扱いとなります。つきましては、診断書又は、下記の治癒証明書を医師より記入して頂き、登校する際に必ず学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 第18条より）		
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）及び鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナ	病気により、それぞれ出席停止期間が決まっています。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（RSウイルス感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症等）、マイコプラズマ感染症）	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医様

三重県立城山特別支援学校長

学校感染症 治癒証明書について（依頼）

学校感染症については、学校保健安全法及び同施行規則により、治療に要した期間を「出席停止」として扱うよう定められています。集団生活の中での感染のおそれがなくなりましたら、下記の用紙にご記入頂き、当該児童生徒に持たせて下さいますようお願い致します。

<u>学校感染症 治癒証明書</u>			
学部	年	組	名前

標記児童・生徒は、下記疾病のため、____月____日から____月____日まで療養中でしたが、治癒し、登校が可能になったことを証明いたします。			
疾病名	:	_____	
三重県立城山特別支援学校長 様		令和_____年_____月_____日	
病院名・医師名 _____			印